

変容するベトナムの経済主体

序 章

変容するベトナムの経済主体

——研究の課題——

坂 田 正 三

はじめに

2000年代に入り、ベトナムは本格的な高度経済成長の時代を迎えている。1990年代後半にアジア経済危機の影響を受け一時4%台にまで落ち込んだGDP成長率は2000年以降回復を見せ、2001～2005年の5年間の平均成長率は7.5%となった。さらに、2005～2007年の3年間は毎年8%以上の高成長が続いた。10年前と比較すると、2007年のGDPは名目額で3.6倍、実質額でも約2倍に膨らんだ。2008年は前半の高インフレと後半の世界経済の減速の影響が重なり、成長は6.5%にとどまったものの、外国からの直接投資流入と輸出の伸びに大きな衰えは見られず、少なくともしばらくは堅調なペースで成長を続けることが予想される。

これまでのベトナム経済を分析する論考の多くは、ベトナムの経済成長を「ドイモイの成果」とひと括りにし、自由化政策の帰結として民間や外国投資企業の経済活動が活発化したためであると単純に論じがちであった。しかし、ひと口にドイモイといっても分野や産業により方向性や自由化の程度は異なっている。ベトナムの経済を理解するためには、政策のみならず、経済活動を行う経済主体の側の実情や彼らの行動原理にもっと目を向ける必要があるだろう。本書のねらいは、企業や自営業者、農家といったベトナムの経

済主体が激変する経済・社会環境や度重なる政策変更に対応しながら生き残りや成長を模索してきた姿を明らかにすることを通し、ベトナムの経済発展の現状を再評価することにある。

本論に入る前に、本研究を「企業」ではなく「経済主体」の研究と位置づける理由を説明する必要があるだろう。これには、ベトナムの経済組織の分類の特殊性を反映させるという目的がある。ベトナムでは一般に企業と呼ばれるもの以外に「合作社」や「生産組」と呼ばれる協同組合、「個人生産経営基礎」（以下「個人基礎」と称する）と呼ばれる自営業者などもあり、これらが「企業」に分類されるか否かは依拠する資料により異なる。本書は、合作社や個人基礎なども考察の対象に含むため、考察対象の経済主体をひとくくりに企業と訳さず、断りのない限り、登録上企業（doanh nghiep）および会社（cong ty）に分類される経済主体を指す場合に依拠する資料に企業と定義されている主体を指す場合に限定して企業という用語を用いることとする。

序章である本章の目的は2つある。まず、マクロ経済統計や党文献、法規文書の分析を通したベトナム経済主体の全体像と投資・経営面の政策の変化を示すことである。そして2つめの目的は、第1章以下の分析を参考にベトナム経済主体の変容の特徴を整理することである。ドイモイ以前のベトナムの経済活動は、ほぼ国有企業と合作社のみを中心に担われていた。それがどのような変化を見せ、今日どのような状態となっているか、またその背景にどのような環境変化があったかをまとめることをめざす。

第1節では、ベトナム国内の「企業」に関する先行研究をレビューするとともに、本研究の視座を示す。第2節では、多くの日本語・英語の文献であいまいになっている各経済主体の定義や分類を統計書や法律文書をもとに整理し、ベトナムの経済主体に関する統計データをまとめる。第3節では、経済主体の変容の背景となる党・政府の方向性や国内外の制度の変化を概観する。第4節は、本書各章の発見から導き出されるベトナム経済主体の変容の様相を明らかにする。

第1節 研究の視座

ベトナムの「企業」に関心を寄せてきたのは、おもにアジアの工業化や産業発展を考察する論者たちであった。彼らの問題関心は、企業あるいは産業の国際競争力である。後発途上国であり移行経済国であるベトナムが、グローバル化の進展という新たな環境の中で、国際競争力の弱い工業分野を先進国や先発途上国に「キャッチアップ」させるために直面する課題は何かを検討する立場である。このような議論では、産業を単位として分析が行われ、分析の対象となるのは外資との接点を持つ企業が中心となる。

1990年代半ばに石川・原編 [1999] が強調したのは、工業分野においてベトナムはまだ企業の「育成」が必要な段階にあるという点である。しかし、国際経済環境が（多くの東アジア工業国がその成長期に実施することができた）幼稚産業保護政策を許容しない中で、ベトナムの選択肢は限定されている。産業ごとに中長期的需要見通しや外国投資企業の反応を勘案し、選択的な育成政策を模索せざるをえないとしている（今岡・大野 [1999]）。その後2000年代に入り、大野・川端編 [2003] は、縫製や電子などの加工型輸出産業には競争力が育ちつつあると評価した。しかし輸入保護に守られてきた鉄鋼・プラスチック・化学、テレビ・自動車などの産業は依然競争力を欠いており、外資へのリンクによってベトナム企業が競争力をつけるための環境整備が必要であると提言する。また、関・池部 [2006] は、外資との競争だけでなく彼らとの協調のためにもさらなる競争力が必要であるという見方を示している。部品供給元および流通網を担うベトナム企業の人的資源という優位性を生かしながら競争力を上げるために、日系企業を中心とする外資製造業が「現地化」「技術移転」という戦略をとることを期待する。

これらの議論は、外資との関係という共通の視点から、発展段階論に沿ってベトナムの発展の現時点を位置づける、あるいは先発工業国の経験との比較を通してベトナムを「東アジア型」「ASEAN型」などに類型化すること

により評価する、というアプローチをとっている。一方、藤田編〔2006〕は、ベトナムの工業発展の固有性・独自性をより重視する。国内企業の実態解明を通してベトナムの産業発展の特徴そのものを明らかにしようとする立場である。同書は、軽工業などの国内市場主導による国内企業の新たな発展が進みつつあると論じている。それは、石川らの研究以降共有されてきたかに見える結論、つまり市場制度整備によりまず外資を引きつけ、当該部門の国内産業が外資との競争と協調の中で資本蓄積と技術進歩を達成し、その後その効果が他の産業に波及するという議論（あるいはそのように発展すべしとするシナリオ）とは異なる発見である。

これらの既存研究とは異なる本書の特徴は、分析の重心を産業という単位ではなく、より経済主体の側に置いた点である。近年のベトナム経済主体の中には全く異なる業種への転業や事業多角化を行うものも数多く見られ、このような現象のベトナム経済発展における意味は、産業のあり様に重心を置いた考察ではとらえきれない。本書は、ベトナムの経済成長を牽引する工業部門とサービス部門の経済主体を考察の中心に据え、彼らが外的環境や規制・制度の変化に対応して採用する、流通チャネルの選択、資本調達が多様化、技術の吸収、雇用対策といった戦略を分析することを主眼としている。

また、本書は、政策論的な立場ではなく地域研究的な視点から、外国直接投資との関連が深い部門だけでなく国内の幅広い分野の経済主体の変容を分析する。2000年代初め、大野は「輸出部門産業と国内部門産業の間の二重性」（大野〔2003: 41〕）と、国内部門が抱える課題を指摘した。しかし、大野のこの指摘のちにベトナムに起きている大きな変化のひとつは、「輸出部門産業」や「国内部門産業」の内部の構造変化、具体的には経済主体の階層性や多様性の拡大である。輸出部門産業の企業並みの経営近代化を達成しつつある国内部門企業もあれば、国内部門産業に進出する輸出部門企業も登場してきている。外資との関係も多様な形態が登場している。プライオリティづけを必然的にともなう政策提言を前提とした立場に立つと、このような複雑な様相を見落とししかねない。本書は、「輸出産業」と「国内産業」との対

比よりもむしろ、その内部が階層化や多様化に向かう過程を丁寧に記述することで、ベトナム経済の現在を描き出そうという試みである。

第2節 ベトナム経済主体の現状

1. 経済主体の定義と分類の整理

本項ではまず、ベトナムにおける経済主体の分類を概説し、経済主体に関する資料を読む際に注意すべき点も指摘したい。表1は、ベトナム経済の研究で広範に用いられる統計総局発行の『ベトナム統計年鑑（以下、統計年鑑）』2007年版（GSO [2008a]）に従った経済主体の分類である⁽¹⁾。ここでは、「国民所得勘定」の項目の経済成分（GDPに占める所有形態別の割合）の分類（表の第1列目）とそれに対応した経済主体の分類が示してある。経済主体の中では統計年鑑の「企業および個人基礎」の項目で分類されている主体（表の第2列目）とそれ以外の主体（おもに農業に関する主体：第3列目）がある⁽²⁾。

統計年鑑の「企業および個人基礎」の項目⁽³⁾にある集合経済部門の企業（つまり合作社）のデータは、農業分野以外の合作社（小手工業や商業が中心）に関するものである。農業合作社の数は、統計年鑑では「農林水産業」の項目に示されている。同様に、個人経済部門の「個人基礎」は正確には非農業個人基礎を指し、いわゆる農家や漁民といった農林水産業の個人事業者は含まれていない。また、農村部の経済主体として近年「チャンチャイ」（trang trai）と呼ばれる個人経営の大規模農園が増加しているが、チャンチャイも統計年鑑では個人基礎の中には含まれておらず、「農林水産業」の項目にその数が示されている。

「国有企業」と「国家資本を有する株式会社」の区別は資本の所有比率によるものである。統計総局による国有企業の定義は、100%国家が資本を所有しているか有限責任会社や株式会社の形態でも51%以上の資本を所有する

表1 ベトナム統計年鑑におけるベトナム経済主体の分類

「国民所得勘定」上の経済成分分類		「企業および個人基礎」に記されている主体の分類	それ以外の主体の分類
国家経済 (kinh te nha nuoc) 部門		中央国有企業 (doanh nghiep nha nuoc trung uong) 地方国有企業 (doanh nghiep nha nuoc dia phuong)	
非国家経済 (kinh te ngoai nha nuoc) 部門	集合経済 (kinh te tap the)	集合企業 (非農業合作社, doanh nghiep tap the)	農業合作社 (hop tac xa nong nghiep)
	民間経済 (kinh te tu nhan)	私営企業 (doanh nghiep tu nhan)	
		合名会社 (cong ty tap danh)	
		有限責任会社 (cong ty trac nheim huu han)	
		国家資本を有する株式会社 (cong ty co phan co von nha nuoc)	
国家資本を有しない株式会社 (cong ty co phan khong co von nha nuoc)			
個人経済 (kinh te ca the)	非農業個人基礎 (co so ca the phi nong nghiep)		
		チャンチャイ (大規模個人農園, trang trai) その他 (農林水産業, 造塩業, 屋台による販売業, 低所得のサービス業)	
外国投資経済 (kinh te co von nuoc ngoai) 部門		100%外資企業 (doanh nghiep 100% von nuoc ngoai) 合弁企業 (doanh nghiep lien doanh voi nuoc ngoai)	

(出所) GSO [2008a] より筆者作成。

国内企業であり、国家資本を有する株式会社とは、国家が所有する株式が50%以下の株式会社を指す (GSO [2008b: 123-124])。また、国有企業については、地方の省や直轄都市の管理下の企業も「省有」・「市有」などとは呼ばず、「地方国有企業」と称されている。

しかし、経済主体の定義や分類は、統計書や法規文書、党・政府の公式文

書の表記の間にずれがある。たとえば、統計年鑑や統計総局による企業実態調査では、「企業」の中に非農業合作社は含まれるが、農業合作社と個人経済部門の主体（非農業個人基礎、チャンチャイ、および農林水産部門の専業の個人経営主）は含まれない。その一方で、企業の設立根拠となる企業法では、統計年鑑などで企業に属している非農業合作社はその適用対象に含まれていない。非農業個人基礎は統計総局の定義に従っても企業法の定義に従っても「企業」ではないが、企業法を根拠とする政令によりその登録の基準が規定されている。チャンチャイはその設立根拠となる法律のない政令によりその位置づけが示されている。なお、2005年企業法は国内の非国家経済部門の企業と外国投資企業の統一法として制定されたものであり、同法が施行された2006年7月以降に登録された外国投資企業（および同法にもとづいて再登録した外国投資企業）は、登録上は国内企業と同様の「有限責任会社」あるいは「株式会社」となる。

2. 統計データから見るベトナム経済主体

(1) 各経済主体のベトナム経済に占める位置

本項では、統計総局のデータから（つまり、企業に非農業合作社の数も含まれる）ベトナム経済主体の現状を概観する。表2はGDPに占める各経済部門の割合を1990年から5年ごとに示したものである。1990年代前半は、国有企業の役割が徐々に大きくなる時期である。この時期に国有企業数は約1万2000社から約6000社へと半減するが、GDPに占める割合は増加している。多くの中小国有企業が統廃合され、エネルギーや食糧といった分野の大規模国有企業がその規模を拡大したことがその主要因である⁽⁴⁾。また、1990年代前半の統計では、外国投資経済部門は国家経済部門に組み込まれており、外国直接投資の流入がGDPに占める国家経済部門の割合を増加させる要因ともなっている。その後、1990年代後半は外国投資経済部門が急進した。2000年代に入ってから各部門の割合に大きな変化は見られず、民間経済部門と外

表2 GDPに占める各経済部門の割合

(単位：%)

	1990	1995	2000	2005	2007 ²⁾
国家経済	32.50	40.18	38.52	38.40	36.43
非国家経済	67.50	53.52	48.20	45.61	45.91
集合経済		10.06	8.58	6.81	6.19
民間経済 ¹⁾		7.44	7.31	8.89	10.11
個人経済		36.02	32.31	29.91	29.61
外国投資経済		6.30	13.28	15.99	17.66

(出所) GSO [1995, 2008a] より筆者作成。

(注) 1) 1990年と1995年の値は「民間経済」と「混合経済」を合算したもの。

2) 推定値。

国投資経済部門の割合がゆるやかなペースで伸びている。

しかし、2000年代以降のベトナム経済が構造的に安定していたわけではなく、経済主体の構成という点から見ると、大きな変化が起きている。表3は2000～2006年のベトナム国内の経済主体とそこで働く労働者数の推移である。まず企業について見てみると、2006年末時点の企業数は約13万社であるが、これは2000年（約4万2000社）の3倍を超える。なお、その97%は非国家経済部門の企業で占められている。一方、企業以外の主体の変化を見ると、2002～2006年の4年間で非農業個人基礎の数は1.5倍（約262万軒から約330万軒）に増えている。2006年の330万軒というこの非農業個人基礎の数は、同年の企業数の25倍にも上る。また、農業合作社の数が6年間で約6400社から約7200社へと微増にとどまった一方、チャンチャイの数は2000年の5万7000から2006年の11万4000へと、倍近くに増えている。農業分野では土地集約と機械化をとまなう大規模農業が、集団経営よりも個人経営の主体によって広範に行われていると推測できる。

また、2000年代はさまざまな経済主体が大きな雇用を生み出した時期でもある。2000年からの6年間で、企業の労働者は318万人増加している。労働者数を見ても非国家経済部門と外国投資部門の伸びは目覚ましい。さらに、非農業個人基礎でも2002～2006年の間に132万人の労働者数（事業主も含む）の

表3 2000年と2006年の所有別事業者数、労働者数の比較

	企業・個人基礎数		労働者数 ¹⁾	
	2000	2006	2000	2006
企業	42,288	131,318	3,536,998	6,715,166
国家経済部門	5,759	3,706	2,088,531	1,899,937
中央国有企業	2,067	1,744	1,301,210	1,373,304
地方国有企業	3,692	1,962	787,321	526,633
非国家経済部門	35,004	123,392	1,040,902	3,369,855
集合企業（非農業合作社）	3,237	6,219	182,280	149,236
私営企業	20,548	37,323	236,253	499,176
合名会社	4	31	113	489
有限責任会社	10,458	63,658	516,796	1,739,766
国家資本を有する株式会社	305	1,360	61,872	367,498
国家資本を有しない株式会社	452	14,801	43,588	613,690
外国投資部門	1,525	4,220	407,565	1,445,374
100%外資	854	3,342	285,975	1,237,049
合併企業	671	878	121,590	208,325
非農業個人基礎	2,619,341²⁾	3,299,705	4,436,747²⁾	5,765,965
農業合作社	6,411	7,237	n.a	n.a
チャンチャイ（大規模農園）	57,069	113,699	n.a	n.a

（出所） GSO [2001, 2007, 2008a] より筆者作成。

（注） 各年の12月31日時点の数。

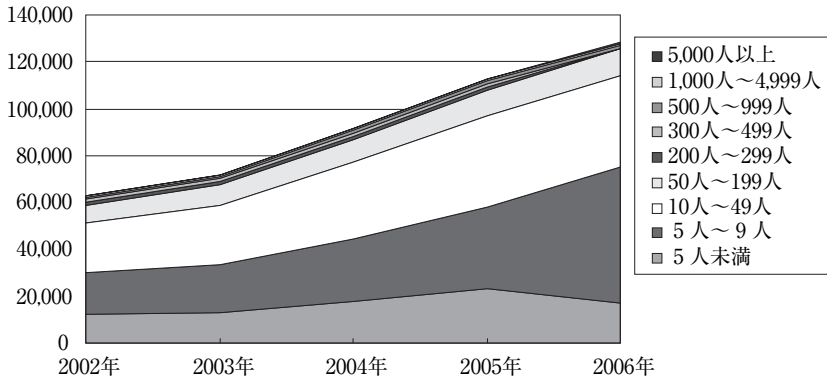
- 1) 非農業個人基礎の労働者数には事業主の数も含まれる。
- 2) 2002年のデータ。

増加があった。企業と非農業個人基礎を合わせると、2000年以降少なくとも450万人以上は労働者が増加したことになる。

（2） 企業規模の変化

次に、ベトナムの経済主体の規模別構成を見る。図1は統計局の企業実態調査結果から労働者数別の企業数の推移を示したものである。企業の多くは小規模な主体で占められていることがわかる。2001年に公布された政府議定90号の定義によれば、ベトナムの中小企業とは「登録資本100億ドン未満あるいは年間平均労働者数300人以下」の企業であるが⁵⁾、この定義を2006年時点のデータに当てはめると、労働者数の定義で見れば総企業数の97%を、

図1 労働者規模別企業数の推移



(出所) GSO [2006, 2008b] より筆者作成。

(注) 各年の12月31日時点の数。

資本規模の定義で見れば87%を中小企業が占めることになる。労働者数10人未満の零細な企業数だけを見ても全体の57%に上る（労働者数10人未満の企業の99%は民間部門の企業である）。また2002年からの規模別企業数の推移を見ると、その数を大幅に増加させているのも、おもに労働者数10人未満の零細企業である。2006年までに労働者数10人未満の企業数は約2.5倍に増加している。これに、労働者数10人以下（事業主も含む）と政令で規定されている非農業個人基礎約330万を加えると、ベトナムの経済主体の大半が零細規模の主体で占められているということになる。

一方、ベトナムの大企業の多くは国有企業である。2006年の労働者数1000人以上の大企業約945社（企業総数の0.7%）のうち国有部門の企業は400社を占め、民間部門の企業249社、外国投資企業は296社を上回っている（GSO [2008b]）。とはいえ、小規模企業が大半を占める非国家経済部門にあっても大企業は着実に育ちつつある。いまだその数は少ないとはいえ、民間経済部門における労働者数1000人以上企業数は2002年からの4年間で倍以上に増加している（約130社の増加）。

第3節 経済主体をめぐる党の方針と政策の変化⁽⁶⁾

ベトナム経済主体の投資・経営環境をめぐる大きな変化は、ドイモイ路線の採択が決議された1986年の第6回ベトナム共産党大会においてベトナム経済が「多くの部門（所有形態）からなる経済」と規定されたことから始まった⁽⁷⁾。これにより、国家が直接管理しない経済主体の重要性が肯定され、それにともない、経済主体の管理も法律や政令の公布により行うという方向性が示された。

しかし、法・制度の整備が実際に進み始めるのは、ベトナムが対外的な貿易・投資関係を強めていく1990年代後半以降、とくに2000年代に入ってからである。ベトナムは1995年にASEAN自由貿易地域（AFTA）に加盟し、世界貿易機関（WTO）加盟申請も行った。2000年にはアメリカとの通商協定を締結した。さらに2001年には、第9回党大会において採択された2001～2010年経済社会発展10カ年戦略の中でWTO加盟が目標として掲げられ、WTO加盟に向けた実質的な国内体制整備が始まる。2004年からは、2005年内の加盟をめざして交渉が本格化した（実際の加盟実現は2007年1月）⁽⁸⁾。ベトナムがこのように国際経済参入を実現していく中で、国内で世界標準の法・制度を整備する必要が生じたことが、経済主体をめぐる環境が整備されていく大きな要因となったといえるだろう。

本節では、国家経済部門、非国家経済部門、外国直接投資部門の順に経済主体に関する党・国家の方針と政策の展開を見ていく。

1. 国家経済部門

まず、ドイモイ以前から国家経済の中心的な役割を担ってきた国有企業については、1991年の閣僚評議会議定388号の公布により企業の統廃合と株式化（equitization）⁽⁹⁾が国家の方針となった。国有企業の統廃合は早期にある程

度の成果を上げ、ドイモイ開始直後約1万2000社あった国有企業は、1990年代前半にその数を半減させている。その後1994年の首相決定90号および91号により、国家の基幹産業を担う部門の国有企業が総公司としてグループ化（General Corporation 90：GC90およびGeneral Corporation 91：GC91）された。1995年には国有企業法が施行され、国家、総公司、労働者などの役割と権限が明確化された。おもに中小規模の国有企業の統廃合と大規模国有企業のグループ化が1990年代末の時点での国有企業改革の到達点であった。一方、国有企業の株式化については、その取り組みが本格化するまでには10年以上の時間を必要とした。1992年の閣僚評議会決定202号により7社の試験的な株式化が決定されたが、その後1990年代に株式化した企業数はほとんど増加しなかった¹⁰⁾。

その後、2001年の第9回党大会において国有企業改革の加速が確認され、国有企業をめぐる環境は大きく転換する。党大会の決議を受け、2001年の第9期中央委員会第3回総会では2005年までの国有企業改革の方向性が示され、2003年には新しい国有企業法が成立した。これ以降、「国营」から「国有」への変化と「国有」から「私有」への部分的変化（トラン・ヴァン・トゥ[2005: 55]）が加速することとなった。つまり、国家による企業の直接管理である「国营」から所有と経営を分離し国家を所有者として位置づける「国有」へ、そして、株式化により国家の所有部分を漸減させ非国家の所有部分を増やすという流れが明確化するのである¹¹⁾。

2003年国有企業法では、GC90、GC91以外にも国有企業「経済集団」（tap doan kinh te）という形態の企業グループの設立に関する規定が盛り込まれ、大規模な国有企業のグループ化がいっそう進むこととなった。その一方で、2002年以降、国有企業の株式化のための制度整備が本格化する。2002年の政府議定64号と首相決定58号の公布、2004年の政府議定187号と首相決定155号および2007年の首相決定38号の公布により、株式化の対象となる分野が徐々に増えていった（国有企業として存続させる対象が徐々に限定されていった）。

WTO加盟後の2007年には、WTO加盟にともなう国際的な約束の履行と

して、さらに株式化対象分野が拡大した（政府議定109号および首相決定38号）。新たな規定では、中小規模の国有企業に限らず、国防・治安、電力、鉄道、放送、出版などの国家管理上の重点分野を除き、経済集団の親会社や総会社の親会社などの大規模企業も株式化の対象となった。

2. 非国家経済部門

(1) 集合経済部門

ドイモイ以降20年以上が過ぎても、「集合経済部門は国家経済部門と並んで経済発展の中心的な役割を担う」と党の文献では明記されている。しかし、現実には合作社の数は増加しているものの集合経済部門がGDPに占める割合は年々減少している。集合経済部門を国家の基幹部門と位置づけを続けるのは、「高度に社会主義化した生産力を持つ先進経済」形成のためには生産要素の全人民所有が前提となるべしという党のイデオロギーにもとづく主張といえるであろう。

集合経済部門の中心となる合作社の位置づけが大きく変化したのは、1996年の合作社法公布による。ドイモイ以前の合作社は、おもに農業と小手工業、商業を担う経済主体であるばかりでなく、農村コミュニティの政治・社会的組織としての役割を担い、医療や教育といった「国家丸抱え」体制の単位でもあった。ドイモイ後は急速に合作社解体が進むが¹²⁾、市場経済メカニズムに適合した経済活動を行う主体として合作社を再興するという意図の下に新たな合作社法が作られたのである。

1996年合作社法の最も重要な変化は、合作社を「メンバーからの投資によりメンバーの利益のために活動する自立的な経済単位」と規定したことである。同法はまた、農業分野だけでなくあらゆる分野の経済活動において合作社の権利保護と発展奨励を行うという方針を示している。同法の規定により設立された合作社は「新しい合作社」と呼ばれ、同法以前に設立された合作社も新法に合わせて規約改正などを行い、新しい合作社として再登録せねば

ならないとされた。1997年にはその手続きを規定する政府議定16号も公布された。

2003年には新たな合作社法が公布された。新法と、新法を根拠として2005年に公布された合作社の登録手続きを規定する政府議定87号は、合作社の分離、統合、合併などについての規定が詳細になっており、大規模化も含めた経営状況に応じた規模の適正化を志向しているものと考えられる¹³⁾。

(2) 民間経済部門

ドイモイ以降、民間部門の経済活動に対する党の姿勢は、「容認」から「奨励」へと徐々に変化している。1986年や1991年党大会決議では、民間部門は「国家管理の下に発展できる」といった記述で発展が容認されている。その後、「市場機能に沿った多部門経済」により「2020年までの工業国入り」をめざすことが決議された1996年の第8回党大会文献では、「私営資本経済による生産への投資を奨励する」というように、より積極的に民間部門を活用する方向性が示される。さらに、2006年の第10回党大会の政治報告では、それまで禁止されてきた共産党員による私営企業の経営が肯定されることとなった。これは、現実の党員の要求に従ったものであり、社会主義を志向する市場経済の発展という事業を指導するにあたり党員が前衛の役割を発揮できるように条件を整備するためであると理論づけられた (Nguyen Nham [2006: 53])。

民間部門の企業がベトナムで（政令ではなく）国会法で公式に認められたのは、1990年の私営企業法と会社法 (Luật Công ty, 英訳では Company Law) の公布以降である。これらの法律では、個人経営や私営企業が活動できる部門が明記され、資金調達や製品の販売などの権利を有することになった。その後、民間部門の企業にとって最も大きなインパクトをもたらしたのは1999年6月の企業法 (Luật Doanh nghiệp, 英訳では Enterprise Law) 公布である。その後、2000年には簡略化された企業登録手続きを規定した政府議定2号 (2004年の議定109号により内容の一部改定)、施行細則として有限責任会社、株

式会社、合名会社、私営企業の投資可能な対象部門や会社設立手続きの細則を定めた政府議定3号（2004年の議定125号により内容の一部改定）、ライセンス制を廃止する業種を規定した首相決定19号などが公布された。これにより、企業設立に関する自由化が進み、民間部門の企業の権利保護が約束された¹⁴⁾。

2000年代に入り、AFTAの完全加盟の準備とWTO加盟交渉が進む中で、国内の民間企業に関する政策は、外資企業との平等な投資・経営環境の整備という方向に向かっている。2003年には国内民間企業と外資企業の法人税体系を一本化する法人税法が公布され、2005年には、海外直接投資法と国内民間企業に適用されていた企業法および投資法を一本化する新たな企業法と投資法が公布された¹⁵⁾。国有企業に関しては、2003年の国有企業法が引き続き有効となったが、国有企業法には2010年までの国有企業改革の達成という目標が明記されており、2010年には国有企業も含めた統一の企業法・投資法が成立する見込みである。これにより、国内民間企業と外国投資企業、国有企業、そして国有企業から所有形態を転換させた企業などのこれまで優遇措置を受けていた企業との扱いが原則的には同等になる¹⁶⁾。

(3) 個人経済部門

個人経済部門¹⁷⁾の中で、非農業分野の個人基礎については、企業法にその規定がないにもかかわらず、一貫して企業法下の政令により管理されてきた。非農業個人基礎の登録が規定されるのは1999年の企業法公布を受けた2000年の政府議定2号（先述）によってである。それ以前の1992年の閣僚評議会議決66号の規定では、個人基礎は私営企業の法定資本金額を下回る小規模な経済主体の総称であった¹⁸⁾。しかし、2000年の政府議定2号には法定資本金額の規定はなく、非農業個人基礎は18歳以上の個人あるいは家族経営の経済部門（農林水産分野を専門にする個人や家族は除く）と位置づけられた。その後、2004年に公布された企業登録に関する政府議定109号以降は、規模が拡大した個人基礎を私営企業として再登録させるという方向性が示されている¹⁹⁾。

農業分野では、「チャンチャイ」の存在は進行する現実を容認し後追います

る形で政令により認められた。土地法による個人の所有面積制限²⁰⁾を超える農地を所有し換金作物栽培や林業などを営む農家は、1990年代初頭から存在しており、党の方針も、1993年の党中央委員会総会以降、農業の大規模化・近代化という方向性に転じていた。しかし、大規模農地を有する農家に関する規定が当時はなく、事実上黙認となっていたと考えられる。そして、2000年の政府決議3号と農業農村開発相・統計総局長合同通達69号により、チャンチャイの定義が公式に示され、チャンチャイとして登録した場合には所有上限以上の農地が公式に認められることとなった²¹⁾。

3. 外国直接投資部門

ドイモイ後、まず外国直接投資部門の企業設立の根拠となったのは、1987年の外国投資法であった。その後1992年に同法が修正・補充され、1996年に新たな外国投資法が公布された。しかし、当時の外国投資法や同法を根拠とする政令は、規制色が強いものであった。ベトナムへの外国直接投資の流入は1990年代前半からブームとなり1996年にピークを迎えた後、急速に落ち込み始めるが、これはアジア経済危機の影響のみならず、党・政府の規制重視の姿勢が続いたことにその大きな原因があったと考えられる²²⁾。1990年代後半までは公共料金や投資認可制度においても外国投資企業が差別的な待遇を受ける分野が数多く残されていたのである。

1998年からは、二重価格制度の一部廃止や輸出指向型企业への投資優遇、国有企業以外の企業との合弁の許可（政府議定10号 [1998]、首相決定53号 [1999]）や一部業種における100%外国投資企業の設立許可など、外国直接投資の減少に歯止めをかけるべく新たな政策が打ち出された。そして、2000年に外国投資法が大幅に改正され、外国直接投資に対してより規制の緩やかな投資環境が整えられることとなった。2000年外国投資法の最も大きな変化は、合弁企業の取締役会における全会一致原則の適用事項を減らし外資側の意思決定範囲を拡大したことである。また、銀行から融資を受ける際に土地

を担保にできることや法人税率の減免など、投資条件がより国内企業のそれに近づいた。なお、党の姿勢が外資の規制重視から積極導入へ舵を切ったことは、2001年の党大会で採択された経済報告において1996年の大会文献まで存在していた「合弁企業のベトナム側の出資比率を向上させる」という目標が削除されている事実からもうかがえる。

その後2000年代に入り、国際経済参入の準備として、外資企業に対する制度整備の柱は、国内民間企業と同一の投資環境の提供となった²³。2007年のWTO加盟により、業種により制度整備の速度は異なるものの、国防など一部の業種を除くほぼすべての業種で外資に対する投資の自由化が進むこととなる。これは、国内企業と外資企業との「level playing field」（公平な競争の場）の提供という側面を持つ一方、それまで国産化や輸出を条件にIT産業など一部の外資企業が享受してきた投資優遇措置の原則5年以内の廃止をとまなう措置でもあり、特定の業種の外国投資企業にとっては戦略の見直しを必要とする措置となるものであった。

第4節 経済主体の変容の様相

最後に、近年の経済主体の変容の様相を、次章以下の内容を参照しつつまとめたい。本書の次章以下は二部構成になっている。国有企業の実態をマクロ・ミクロ両面から把握することを目的とした第1章、第2章と、さまざまな経済主体の経営戦略に焦点を当てることを目的とした第3章以下の各章である。国有企業の実態把握を目的とした2章を冒頭に置いた理由は、「社会主義を志向する市場経済」という国家経済建設を掲げるベトナム経済の特徴をその主体の側から理解するためには、国有企業改革の全体像をとらえる必要があると考えたからである。また、第3章以下で見えるさまざまな経済主体の変容の背景としても、国有企業改革という国家の方針とその結果としての国有企業の変容を理解しておくことは重要である。

第3章以下では、具体的には、国有企業から株式化した企業（第3章）、輸出指向型および内需主導型の民間製造業（第4章、第5章）、銀行（第6章）、農村工業部門における零細自営業者（第7章）、そして障害者雇用という社会的な責任を負う経済主体（第8章）を取り上げている。ここでは、さまざまな経済主体の戦略を各章が多様な分析アプローチからとらえるという構成をとっている。たとえば、第3章は一企業の戦略とその背景をケーススタディとして細述し、第4章から第6章では、特定産業の中の経済主体の属性（所有形態）や規模別、あるいは製造している製品や市場別に戦略の違いを分析している。第7章は地域の経済構造変化をとらえるにあたり、経済主体の戦略が果たした役割について考察し、第8章はこれまでにないタイプの経済主体の萌芽とその経済・社会的な意味を探っている。このような多様な分析アプローチは、業種や産業、地域により異なる、戦略の多様性の存在を反映している。

なお、本書は、経済主体の属性ごとの共通変容パターン（たとえばどの産業にも共通に見られる元国有企業に特有の行動パターンなど）を描き出すことには必ずしも成功していない。ベトナムの経済主体がまだ変化の途上にあり、本書執筆時点で明確な共通パターンを形成するに至っていないと筆者はとらえているが、この問題は、今後の重要な研究の課題である。

1. 国有企業改革の様相

ドイモイ以前からベトナム経済の中心的役割を果たしてきた国家経済部門では、1990年代に国有企業改革が始まって以来、数のうえでは大幅に減少したものの、国有企業による産出額のGDPに占める割合はあまり大きく減少していない。それは、解体された国有企業が地方の中小国有企業中心であり、基幹産業における国有企業の規模はむしろ拡大しているからである。それを可能にしたのは、1990年代の「総公司」設立によるグループ化と、2003年国有企業法公布以降は株式化の加速と「経済集団」の組織化の容認といった政

府の方針であった。

第1章では、そのような政府方針のもと、経営多角化と大規模化に向かう大規模国有企業の近年の変容を分析している。政府による国有企業改革の諸制度は、国有企業の特権を奪うばかりではなく、それまで規制されてきた分野への参入障壁が低くなったという側面も有している。これにともない、電力、石油、通信といった分野でかつての独占的な地位を活かして大規模化していた企業は、その強力な資金力を背景に、全く異なる業種へ経営参入するのみならず、金融・証券・不動産部門への投資を通して資金調達能力を高め、その結果、国からの自立度も高めている。しかし、その内部統治機構を見ると、役員人事については専門性より政治色の方が強く、国家による管理体制を脱却するには、しばらく時間がかかるものと考えられる。

一方、第2章で考察されている地方国有企業（地方政権管理下の国有企業）は、第1章で取り上げた中央管轄の国有企業とは対照的に、その規模が大幅に減少している。国有企業改革開始以前には、その地方の経済・社会的状況に応じた多様な国有企業が存在していた。しかし現在では公益企業や主要産業の大企業以外は生き残りが難しく、活動分野の構成を見る限りは、どの地域も同じような部門の企業が生き残るという標準化が起きている。しかしその一方で、大規模企業を抱える地方とそうでない地方との格差が開きつつある。今後、国有企業改革が進む中で、多くの地方国有企業は株式化して民間企業との競争にさらされるか、大規模国有企業グループの庇護の傘下に入るかという選択を迫られることとなる。

2. 経済主体の戦略的対応の多様性

近年のベトナムでは、法・制度整備が進み、各経済主体の活動できる範囲や権利と義務などが明確になった。そこに第3章以下で見るようなさまざまな戦略の余地が生まれたといえる。その過程でこれまでのベトナムになかった新しい組織形態、業態、取引関係、企業統治形態、ステークホルダーなど

が登場、あるいは主流化しつつある点に、本書は注目する。

第3章では、国有企業改革の初期に株式化し、さらに株式市場に上場することで成功を収めた企業の典型事例であるリー冷凍・冷蔵株式会社（REE）をケーススタディとして取り上げている。REEが獲得したのは、外部からの資本のみならず、欧米的なコーポレートガバナンスとそれに対する株式市場での高い評価であった。創業以来、冷凍・冷蔵機器、エアコンなどの製造・販売を事業の柱としてきたREEは、不動産・金融部門の事業を拡大し、自社の電気機器製造・販売、設備の設置事業との相乗効果を生み出すというビジネスモデルを展開してきた。このような独自の事業展開の背景には、大株主が国内外のファンドで占められているという資本構造がある。国内の多くの製造業メーカーが関連産業の外国投資企業と戦略的提携を結び競争力強化を図ろうとする中で、ファンドを大株主に迎え意思決定を行うという、経営の近代化による成長戦略をとっているのである。

第4章で分析を行う縫製産業の主要輸出企業（元国有企業と外資との合弁が中心となる）では、流通ネットワークを通じた技術力の吸収と「生産工程の高度化」という生産効率面での改善が賃金高騰の影響下での成長戦略である。バイヤー主導の取引が一般的な縫製産業にあって、生産効率改善を達成した企業の中は、バイヤーに対する交渉力をつけ、輸出先をアメリカ、EU、アジアへとバランスよく再編成するためにバイヤーを選択するという戦略をとり始めている。しかし、今後の持続的な成長のためには、製品の付加価値の高度化や企業自身による市場とブランド形成といった機能面の高度化が課題となっている。

第5章の考察対象である二輪車産業では、外資メーカーが市場を席卷する中で、国内企業が市場の特化と部品の外部調達における戦略で生き残りを模索している。二輪車産業では、2000年初頭から部品キットの形で大量に流入した安価な中国製二輪車の組み立てという新たな産業に、輸入クォータへアクセスできる数多くの輸出入国有企業が組立メーカーとして参入した。しかし、外資メーカーの市場巻き返しや生産・登録規制の変更により数年のうち

に中国製品のシェアは下落し、それとともに国内組立メーカーは激減し、少数の有力企業のみが生き残る結果となった。その中でもとくに、農村部の低所得層をターゲットとする低価格・低品質生産企業が好調に業績を伸ばしている。これらの企業は内製部品の点数を絞り汎用部品の外部調達比率を高め、外部調達部品の設計も中国系サプライヤーに依存するというコスト削減戦略をとっている。

第6章は、経済成長とともに確実に成長している国内銀行の変容を細述している。規制緩和を受け、異業種からの参入が相次ぎ、2000年以降銀行はその数を大幅に増やしてきた。主要な銀行は強力な外国銀行と戦略的提携関係を結びATM拡充などのリテール分野の強化を進め、顧客基盤を拡充している。その一方で、経営資源の乏しい中小規模の銀行の中には、本来の貸出し業務以外の、顧客基盤を必要としない業務に利益を依存するなどの形で成長してきた健全性に問題のある銀行もあり、ベトナムの銀行業界は「二分化」されつつある。2009年から100%外資銀行の参入自由化が始まり、国内銀行の淘汰や統合の可能性が高まっている。

第7章は、経済発展にともなう都市部の低級品需要の拡大をうまくとらえ、外部からの投資にほとんど頼ることなく、農業や小手工業から工業生産に転業し経済的な成功を収めた家計が集積する農村の変容を追ったものである。1990年代の農村経済振興政策により、農業の傍ら小手工業を営んできた多くの「工芸村」が再興された。その中でも、廃棄物を原料とした「リサイクル村」の成長は目覚しかった。農村部における経済活動の管理や環境保護に対する規制の強制力の弱さも彼らの成長を可能にする要因であった。しかし、経済成長と貧困削減により低級品市場が縮小していく中で、彼らは資本規模と技術力を向上させ近代的工業部門との接点を模索する必要に迫られている。

最後に、政府による社会政策の変化が経済主体の変化をもたらしている例が第8章で取り上げる障害者を雇用する経済主体である。1990年代半ばには、社会サービスの無償化や所得補填といった直接支援だけでなく、障害者を雇用する経済主体に対する税の減免や低利融資などの経済的インセンティブ

付与という新たな障害者政策が始まった。これにより、障害者訓練機関が障害者を雇用して経済活動を行う経済主体となる、あるいは手工業などの分野で積極的に障害者を雇用する小規模な主体が新たに登場するケースが見られるようになった。しかし、国の優遇政策が十分機能しない中で、他の経済主体との経済活動の場において競争を強いられるというこれまでにない厳しい状況も生み出されている。

[注] _____

- (1) 藤田 [2006a: 10] の企業分類に登場する「混合経済」という分類は、統計年鑑2003年版以降なくなっている。2002年版までこの範疇に属していた企業は民間経済部門の企業に再分類されている。
- (2) 表記として非常に紛らわしいのは、tu nhan (英訳は private) という言葉である。経済成分上の区分である kinh te tu nhan (英訳は private sector) は日本語の民間企業にほぼ対応する経済主体の集合を指す。一方、経済主体の分類上の doanh nghiep tu nhan (英訳は private enterprise) という用語は、ベトナム語や英訳だけを見ても違いはわかりにくい、おもに中小規模の個人経営企業を指す。区別を明確にするため、本書では、tu nhan という語にそれぞれ異なる訳をあて、前者を「民間」部門、後者を「私営」企業と訳すことにする。
- (3) 統計年鑑に「企業」という項目が登場するのは2003年版からである。2006年版からは、非農業個人基礎に関するデータが加わり、「企業および個人基礎」という項目になった。
- (4) 1990年代以前に国有部門の比率が低かったのは、ベトナム経済において農業の占める割合が大きかったためと考えられる。1990年から1995年にかけてGDPに占める農業分野の割合は39%から27%に減少し、同時期の工業・建設業分野は23%から28%にまで上昇する。GDPに占める工業分野の割合が農業分野のそれを逆転する時期が、初期の国有企業改革の時期とちょうど符合する。
- (5) 「中小企業の発展支援に関する政府議定90号」では、企業法と国有企業法のもとに設立された企業（つまり外国投資企業は含まない）、合作社、非農業個人基礎が中小企業発展支援策の対象であるとされている。
- (6) 本章のベトナム共産党文献の内容に関しては、1986年の第6回から2006年の第10回までのベトナム共産党大会文献 (Dang Cong San Viet Nam [1987, 1991, 1996, 2001, 2006]) を参照した。

- (7) 第6回党大会文献において、経済部門は「社会主義経済」として国有経済、集合経済、家族経済、そして「その他の部門」としては、財を生産する小経済（手工芸職人、個人農民、個人の売買その他のサービス業者）、私営資本経済、共同経営の国家資本経済、山間部の自給自足経済に分類されている。
- (8) ベトナムのWTO加盟交渉の経緯は藤田〔2006b〕に詳しい。
- (9) 国有企業改革に関する一連の法規文書は、1990年代初頭以来一貫して、国有企業を株式会社へ改組することを「株式会社化」ではなく、「株式化」と称してきた（たとえば1992年の閣僚評議会決定202号第1条にそのように定義されている）。日本語の用法では、「株式化」とは債務を株式に転換することを意味する場合が多いが、本書では、ベトナムで一般的に用いられる用法に倣い、株式会社への転換を「株式化」と称する。
- (10) 1990年代末の段階で株式化した企業は12社にすぎなかったという（秋葉〔2000: 299〕）。
- (11) 2003年国有企業法において国有企業とは、①100%国家保有の国家会社（cong ty nha nuoc）、②100%国家保有の有限責任会社（1成員有限株式会社）、③国家が登録資本の51%以上を支配する株式会社、有限会社あるいは外資との合弁会社、の3形態の企業と定義されている。
- (12) 合作社解体の過程とその要因については、古田〔1996〕を参照のこと。
- (13) 非農業分野では、ベトナムにも大規模な合作社が現れ始めている。国際協同組合連盟によれば、ベトナムには、サイゴンコープ Saigon Co-op（小売）、ソンロン Son Long 工業合作社（金属）、チエンコン Chien Cong 運輸合作社（運送）、ティエンボ Tien Bo 工業合作社（金属）などの大規模合作社がある。この4社は2007年時点でいずれも1000万米ドル以上の売上げを計上している（国際協同組合連盟ホームページより <http://www.ica.coop/al-ica/articles/40/1/Co-operatives-in-Vietnam/> 2009年1月10日アクセス）。
- (14) 1991～1999年の9年間で4万5000社あまりであった民間部門の新規企業設立数は、1999年企業法公布後の2000～2004年2月までの約3年間で約8万8000社にまで急増している（Le Dang Doanh〔2004: 3〕）。
- (15) 2005年企業法の公布にともない2000年の議定2号は2006年に議定88号に、議定3号は2007年9月に議定139号に置き換えられた。
- (16) 詳しくは石田〔2006〕を参照のこと。
- (17) ドイモイ開始直後の1986年や1991年の党大会文献では「家庭経済」（kinh te gia dinh）という呼称も使われていた。
- (18) 「1991年閣僚評議会議定221号に定められた法定資本金額を下回る経営」とされていた。
- (19) 政府議定109号では、「10人以上の労働者を雇っていないあるいは1地点以上で経営している場合は企業として登録せねばならない」としている。その

後2006年には企業登録に関する新たな政府議定88号が公布されるが、この中でも同様に、個人基礎は「1地点で登録し、労働者が10人を超えない経営」と定義されている。

- (20) 1993年土地法では、一年性植物耕作地は3ヘクタール以内、それ以外は政府が後に決定するとされていた。2003年土地法では、一年性植物耕作地や水産物養殖地は3ヘクタール、多年性植物栽培地は10ヘクタール、森林は30ヘクタールとなっている（第70条）。2000年政府決議3号によれば、チャンチャイの場合、所有上限を超える農地は国からのリースという形式で認められている。
- (21) その後、2003年の農業農村開発相通達74号により、農地規模かあるいは年間平均生産付加価値額のいずれかにより定義されることとなった。なお、チャンチャイに関する土地、税、労働などの各種の奨励策についてはPhan Si Man [2006]、荒神 [2007]を参照のこと。
- (22) 1996年の第8回党大会までは、党文献において外国投資企業は「国家資本経済」の一部として扱われており、「外国投資を有する国家資本経済部門」の発展目標が掲げられていたにすぎない。統計年鑑に「外国投資経済部門」の項目が登場するのは1995年版以降である。
- (23) 2005年以前の旧外国投資法の下で2006年7月1日以前に企業登録された外資企業が新企業法・投資法の規定に沿った管理を受ける場合は、2006年政府議決101号の規定に従い2008年6月30日までに有限責任会社あるいは株式会社として再登録する必要があった（旧法下では、外資企業は有限責任会社としてしか登録できず、新法で認められている株式の発行や一業種以上の業種での事業登録ができないといった不利益がある）。しかし、多くの外資企業が再登録を行っていない。再登録期限である2008年6月末の段階でも、対象となる外資企業約6000社のうち、再登録を行った企業はごくわずか（small fraction）であったという（*Saigon Times Weekly* 誌、2009年4月25日号）。再登録が義務ではないこともあり、多くの企業が再登録に積極的な意義を見出していないことをうかがわせる。

〔参考文献〕

<日本語文献>

秋葉まり子 [2000] 「国営企業の改革と内部構造の変化」(白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店 295-324ページ)。

石川滋・原洋之介編 [1999] 『ヴェトナムの市場経済化』東洋経済新報社。

- 石田暁恵 [2006] 「WTO 加盟に向けた企業法整備——投資法、企業法の改正——」
 (坂田正三編『2010年にむけたベトナムの発展戦略—— WTO 時代の新たな
 挑戦——』情勢分析レポート No.3 アジア経済研究所 99-131ページ)。
- 今岡日出紀・大野幸一 [1999] 「グローバルイゼーション下での貿易・産業政
 策」(石川滋・原洋之介編『ヴェトナムの市場経済化』東洋経済新報社
 211-224ページ)。
- 大野健一 [2003] 「国際統合に挑むベトナム」(大野健一・川端望編『ベトナム
 の工業化戦略——グローバル化時代の途上国産業支援——』日本評論社
 33-66ページ)。
- 大野健一・川端望編 [2003] 『ベトナムの工業化戦略——グローバル化時代の途上
 国産業支援——』日本評論社。
- 荒神衣美 [2007] 「ベトナム北部山地における大規模私営農場の生成」(重富真一
 編『グローバル化と途上国の小農』研究双書 No.560 アジア経済研究所
 83-110ページ)。
- 関満博・池部亮編 [2006] 『ベトナム／市場経済化と日本企業』(増補版)新評社。
 トラン・ヴァン・トゥ [2005] 「企業から見たベトナム経済改革」(『東アジアへの
 視点』16(4) 12月 49-58ページ)。
- 藤田麻衣 [2006a] 「移行期ベトナムの産業変容」(藤田麻衣編『移行期ベトナムの
 産業変容——地場企業主導による発展の諸相——』研究双書 No.552 アジ
 ア経済研究所 3-28ページ)。
- [2006b] 「ベトナムの WTO 加盟への歩み」(坂田正三編『2010年に向けた
 ベトナムの発展戦略—— WTO 時代の新たな挑戦——』情勢分析レポート
 No.3 アジア経済研究所 75-98ページ)。
- 藤田麻衣編 [2006] 『移行期ベトナムの産業変容——地場企業主導による発展の諸
 相——』研究双書 No.552 アジア経済研究所。
- 古田元夫 [1996] 『ベトナムの現在』講談社。

<英語文献>

- General Statistics Office (GSO) [1995] *Statistical Yearbook of Vietnam 1994*, Hanoi:
 Statistical Publishing House.
- [2001] *Statistical Yearbook of Vietnam 2000*, Hanoi: Statistical Publishing House.
- [2006] *The Situation of Enterprises through the Results of Surveys Conducted in
 2003, 2004, 2005*, Hanoi: Statistical Publishing House.
- [2007] *Non-farm Individual Business Establishments, 2004-2006 Results of
 Survey*, Hanoi: Statistical Publishing House.
- [2008a] *Statistical Yearbook of Vietnam 2007*, Hanoi: Statistical Publishing House.
- [2008b] *The Situation of Enterprises through the Results of Surveys Conducted in*

2005, 2006, 2007, Hanoi: Statistical Publishing House.

Le Dang Doanh [2004] “The Enterprise Law and the Development of the Domestic Private Business Sector in Vietnam,” *Vietnam’s Socio-economic Development*, No.38, Summer, Hanoi, pp. 3-17.

Phan Si Man [2006] “Farm Organizations in Agriculture in Vietnam,” in Vu Tuan Anh and Shozo Sakata eds., *Actors for Poverty Reduction in Vietnam*, Chiba: Institute of Developing Economies, pp. 81-109.

<ベトナム語文献>

Dang Cong San Viet Nam [ベトナム共産党] [1987] *Van Kien Dai Hoi Dai Bieu Toan Quoc Lan Thu VI* [第6回全国代表者会議文献], Ha Noi: Nha Xuat Ban Su That [事実出版社].

—— [1991] *Van Kien Dai Hoi Dai Bieu Toan Quoc Lan Thu VII* [第7回全国代表者会議文献], Ha Noi: Nha Xuat Ban Su That.

—— [1996] *Van Kien Dai Hoi Dai Bieu Toan Quoc Lan Thu VIII* [第8回全国代表者会議文献], Ha Noi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia [国家政治出版社].

—— [2001] *Van Kien Dai Hoi Dai Bieu Toan Quoc Lan Thu IX* [第9回全国代表者会議文献], Ha Noi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.

—— [2006] *Van Kien Dai Hoi Dai Bieu Toan Quoc Lan Thu X* [第10回全国代表者会議文献], Ha Noi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.

Nguyen Nham [2006] “Tim Hieu Quan Diem Dang Vien Lam Kinh te Tu Nhan trong Van Kien Dai Hoi X cua Dang cong san Viet Nam” [第10回党大会文献における党員による私営企業経営の観点に関する考察], in Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa Hoi [労働・社会出版社編], *Kinh Te Tu Nhan va Dang Vien Lam Kinh Te Tu Nhan* [私営経済と党員による私営企業経営], Ha Noi: Nha Xuat Ban Lao Dong-Xa Hoi, pp. 9-13.